

《結果の概要》

I 調査結果の推移

1 漁業経営体数

漁業経営体数の推移をみると、令和5年調査（以下「今回」という。）は2,554経営体で、平成10年調査と比較すると2,953経営体（53.6%）減少している。

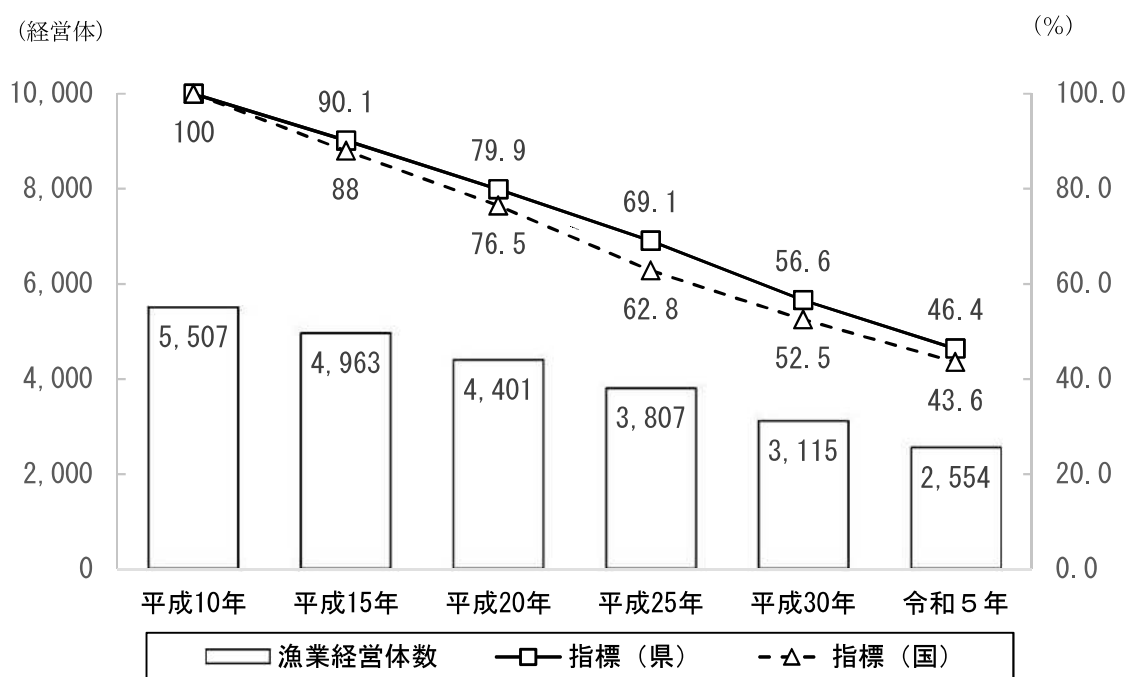
全国においても、本県と同様に減少傾向が続いている。

表1 漁業経営体数の推移

単位：経営体，％

区 分	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
本 県	5,507	4,963	4,401	3,807	3,115	2,554
対 前回差	△ 1,050	△ 544	△ 562	△ 594	△ 692	△ 561
対 前回比	△ 16.0	△ 9.9	△ 11.3	△ 13.5	△ 18.2	△ 18.0
全 国	150,586	132,417	115,196	94,507	79,067	65,662
対 前回差	△ 20,938	△ 18,169	△ 17,221	△ 20,689	△ 15,440	△ 13,405
対 前回比	△ 12.2	△ 12.1	△ 13.0	△ 18.0	△ 16.3	△ 17.0

図1 漁業経営体数の推移（平成10年＝100）



漁業経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。（ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。）

2 漁業就業者数

漁業就業者数の推移をみると、今回は 4,807 人で、平成 10 年調査と比較すると 4,996 人 (51.0%) 減少している。男性は 4,002 人 (47.5%)、女性は 994 人 (72.4%) の減少となっている。

年齢階層別にみると、平成 10 年以降、60 歳以上の階層が最も多くなっている。

図2 漁業就業者数の推移

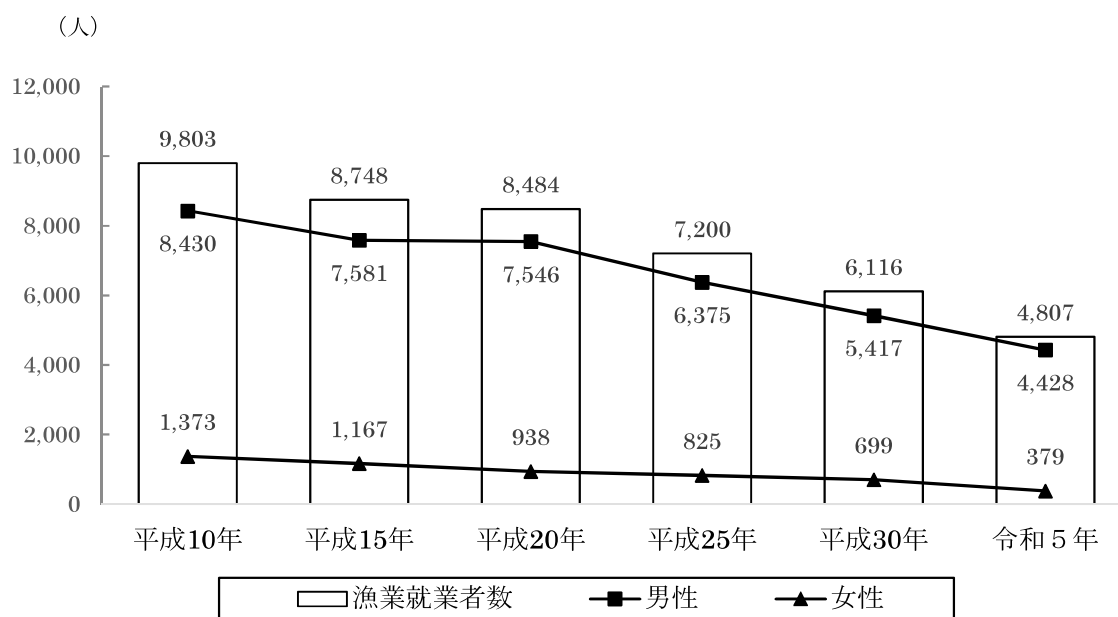
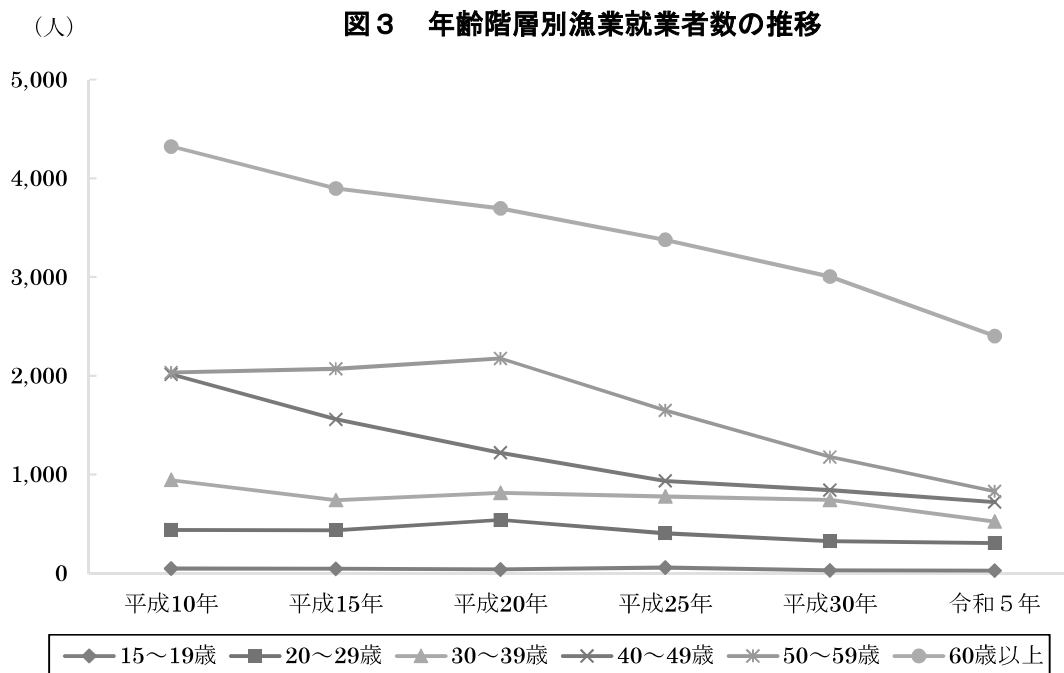


図3 年齢階層別漁業就業者数の推移



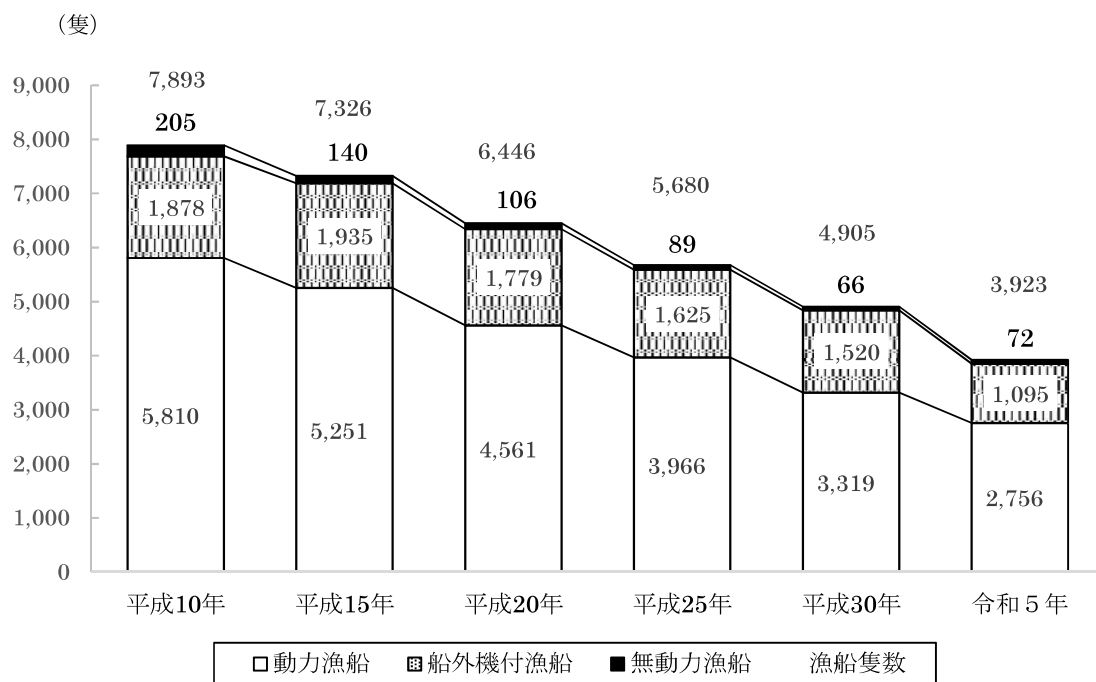
漁業就業者とは、満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に 30 日以上従事した者をいう。

3 漁船隻数

漁船隻数の推移をみると、今回は3,923隻で、平成10年調査と比較すると3,970隻(50.3%)減少している。

無動力漁船は133隻(64.9%)、船外機付漁船は783隻(41.7%)、動力漁船は3,054隻(52.6%)減少している。

図4 漁船隻数の推移



漁船とは、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査期日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。

Ⅱ 調査結果

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体

令和5年11月1日現在における鹿児島県の海面漁業の漁業経営体数は2,554経営体で、平成30年調査（以下「前回」という。）に比べ561経営体（18.0％）減少した。

経営組織別にみると、個人経営体は2,303経営体（全漁業経営体数に占める割合90.2％）、団体経営体は251経営体で、前回に比べそれぞれ20.0％減少、5.5％増加した。

表2 経営組織別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計	2,554	3,115	100.0	100.0	△ 18.0
個人経営体	2,303	2,877	90.2	92.4	△ 20.0
団体経営体	251	238	9.8	7.6	5.5
会社	227	210	8.9	6.7	8.1
漁業協同組合	7	7	0.3	0.2	0.0
漁業生産組合	11	11	0.4	0.4	0.0
共同経営	6	9	0.2	0.3	△ 33.3
その他の	-	1	-	0.0	-

注：漁業協同組合には、漁業協同組合と漁業協同組合の支所等によるものを含む。

(2) 漁業経営体を沿岸漁業層、中小漁業層、大規模漁業層別にみると、全ての漁業層で減少した。

表3 漁業層別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計	2,554	3,115	100.0	100.0	△ 18.0
沿岸漁業層	2,463	2,984	96.4	95.8	△ 17.5
海面養殖層	336	377	13.2	12.1	△ 10.9
上記以外の沿岸漁業層	2,127	2,607	83.3	83.7	△ 18.4
中小漁業層	88	125	3.4	4.0	△ 29.6
大規模漁業層	3	6	0.1	0.2	△ 50.0

漁業層とは、漁業経営体が主に行った漁業種類又は使用した漁船のトン数から決定した区分である。

(3) 経営体階層別の漁業経営体数をみると、動力漁船使用階層が1,557経営体と全体の61.0%を占め、次いで船外機付漁船使用階層が479経営体（18.8%）となっている。

また、動力漁船階層のうち、3～5トン未満が554経営体、1～3トン未満が518経営体となっており、動力漁船階層の68.9%を占めている。

表4 経営体階層別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増減率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計（実数）	2,554	3,115	100.0	100.0	△ 18.0
漁船非使用	99	142	3.9	4.6	△ 30.3
無動力漁船	2	8	0.1	0.3	△ 75.0
船外機付漁船	479	628	18.8	20.2	△ 23.7
動力漁船（小計）	1,557	1,876	61.0	60.2	△ 17.0
1トン未満	114	122	4.5	3.9	△ 6.6
1～3トン	518	657	20.3	21.1	△ 21.2
3～5トン	554	661	21.7	21.2	△ 16.2
5～10トン	280	305	11.0	9.8	△ 8.2
10～20トン	51	77	2.0	2.5	△ 33.8
20～30トン	11	13	0.4	0.4	△ 15.4
30～50トン	11	16	0.4	0.5	△ 31.3
50～100トン	6	9	0.2	0.3	△ 33.3
100～200トン	2	3	0.1	0.1	△ 33.3
200～500トン	3	2	0.1	0.1	50.0
500～1,000トン	4	5	0.2	0.2	△ 20.0
1,000～3,000トン	3	6	0.1	0.2	△ 50.0
3,000トン以上	-	-	-	-	-
大型定置網	20	18	0.8	0.6	11.1
小型定置網	61	66	2.4	2.1	△ 7.6
海面養殖（小計）	336	377	13.2	12.1	△ 10.9
ぶり類養殖	182	201	7.1	6.5	△ 9.5
まだい養殖	4	8	0.2	0.3	△ 50.0
ひらめ養殖	4	6	0.2	0.2	△ 33.3
くろまぐろ養殖	9	10	0.4	0.3	△ 10.0
くるまえば養殖	13	13	0.5	0.4	0.0
その他の水産動物類養殖	2	-	0.1	0.0	-
わかめ類養殖	8	6	0.3	0.2	33.3
のり類養殖	82	98	3.2	3.1	△ 16.3
その他の海藻類養殖	10	8	0.4	5.6	25.0
真珠養殖	4	3	0.2	0.1	33.3
真珠母貝養殖	-	1	-	0.0	-
とらふぐ養殖	1	1	0.0	0.2	0.0
かき養殖	4	3	0.2	0.5	33.3
その他の貝類養殖	10	14	0.4	0.0	△ 28.6
にじます養殖	-	...	-	-	-
その他のさけ・ます養殖	3	5	-	0.9	△ 40.0
その他の魚類養殖	3	5	0.1	-	-

注：1 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」と「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

2 表中の「-」は事実のないものを示す（以下同じ。）。

3 表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す（以下同じ。）。

4 その他の魚類養殖とは「ふぐ」「あじ」「いさき養殖」「たい養殖」をいう。（以下同じ。）。

経営体階層とは主として営んだ漁業種類により大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層に分類し、それ以外の経営体を使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により分類した階層をいう。

- (4) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先をみると「漁協の市場又は荷さばき所」が1,936経営体（全漁業経営体数に占める割合75.8%）で最も多く、次いで「漁協以外の卸売市場」が499経営体（19.5%）となっている。

また、前回に比べ「自営の水産物直売所」が3経営体（4.9%）増加しているが、それ以外は減少となっている。

表5 漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数（複数回答）

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計（実数）	2,554	3,115	100.0	100.0	△ 18.0
漁協の市場又は荷さばき所	1,936	2,166	75.8	69.5	△ 10.6
漁協以外の卸売市場	499	728	19.5	23.4	△ 31.5
流通業者・加工業者	136	183	5.3	5.9	△ 25.7
小売業者・生協	82	99	3.2	3.2	△ 17.2
外食産業	59	66	2.3	2.1	△ 10.6
消費者に直接販売（自家販売）	462	668	18.1	21.4	△ 30.8
〔自営の水産物直売所で	64	61	2.5	2.0	4.9
〔その他の水産物直売所で	73	151	2.9	4.8	△ 51.7
〔他の方法で	353	456	13.8	14.6	△ 22.6
その他の	121	175	4.7	5.6	△ 30.9

注：複数回答の表においては、計（実数）と内訳の計は一致しない（以下同じ。）。

- (5) 漁業経営体の営んだ漁業種類をみると、「その他の釣」を営んだ経営体が1,380経営体（全漁業経営体数に占める割合54.0%）で最も多く、次いで「その他の刺網」が597経営体（23.4%）となっている。

表 6 営んだ漁業種類別漁業経営体数（複数回答）

区 分	令和 5 年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和 5 年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計（実数）	2,554	3,115	100.0	100.0	△ 18.0
底引き網					
小型底びき網	68	65	2.7	2.1	4.6
船びき網	145	199	5.7	6.4	△ 27.1
まき網					
中・小型まき網	23	21	0.9	0.7	9.5
刺網					
その他の刺網	597	796	23.4	25.6	△ 25.0
大型定置網	21	20	0.8	0.6	5.0
小型定置網	97	95	3.8	3.0	2.1
その他の網漁業	262	273	10.3	8.8	△ 4.0
はえ縄					
遠洋まぐろはえ縄	8	11	0.3	0.4	△ 27.3
近海まぐろはえ縄	2	3	0.1	0.1	△ 33.3
沿岸まぐろはえ縄	1	1	0.0	0.0	0.0
その他のはえ縄	80	106	3.1	3.4	△ 24.5
釣					
遠洋かつお一本釣	2	2	0.1	0.1	0.0
沿岸かつお一本釣	42	10	1.6	0.3	320.0
沿岸いか釣	214	225	8.4	7.2	△ 4.9
ひき縄釣	276	263	10.8	8.4	4.9
その他の釣	1,380	1,685	54.0	54.1	△ 18.1
潜水器漁業	96	108	3.8	3.5	△ 11.1
採貝・採藻	267	288	10.5	9.2	△ 7.3
その他の漁業	506	610	19.8	19.6	△ 17.0
海面養殖					
魚類養殖					
ぶり類養殖	187	210	7.3	6.7	△ 11.0
まだい養殖	57	56	2.2	1.8	1.8
ひらめ養殖	8	9	0.3	0.3	△ 11.1
くろまぐろ養殖	9	11	0.4	0.4	△ 18.2
とらふぐ養殖	3	2	0.1	0.1	50.0
にじます養殖	25	29	—	—	—
その他のさけ・ます養殖			—	—	—
その他の魚類養殖			25	29	1.0
かき類養殖	19	12	0.7	0.4	58.3
その他の貝類養殖	37	58	1.4	1.9	△ 36.2
くるまえび養殖	15	15	0.6	0.5	0.0
その他の水産動物類養殖	4	2	0.2	0.1	100.0
こんぶ類養殖	—	—	—	—	—
わかめ類養殖	38	39	1.5	1.3	△ 2.6
のり類養殖	99	127	3.9	4.1	△ 22.0
その他の海藻類養殖	13	11	0.5	0.4	18.2
真珠養殖	5	4	0.2	0.1	25.0
真珠母貝養殖	5	4	0.2	0.1	25.0

注：令和 5 年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており，平成30年値は「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また，増減率は平成30年値と令和 5 年値を比較するため，「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」と「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

(6) 本県漁業において大きな位置を占める「ぶり類養殖」を営んだ漁業経営体数は187経営体で前回に比べ23経営体（11.0%）減少した。

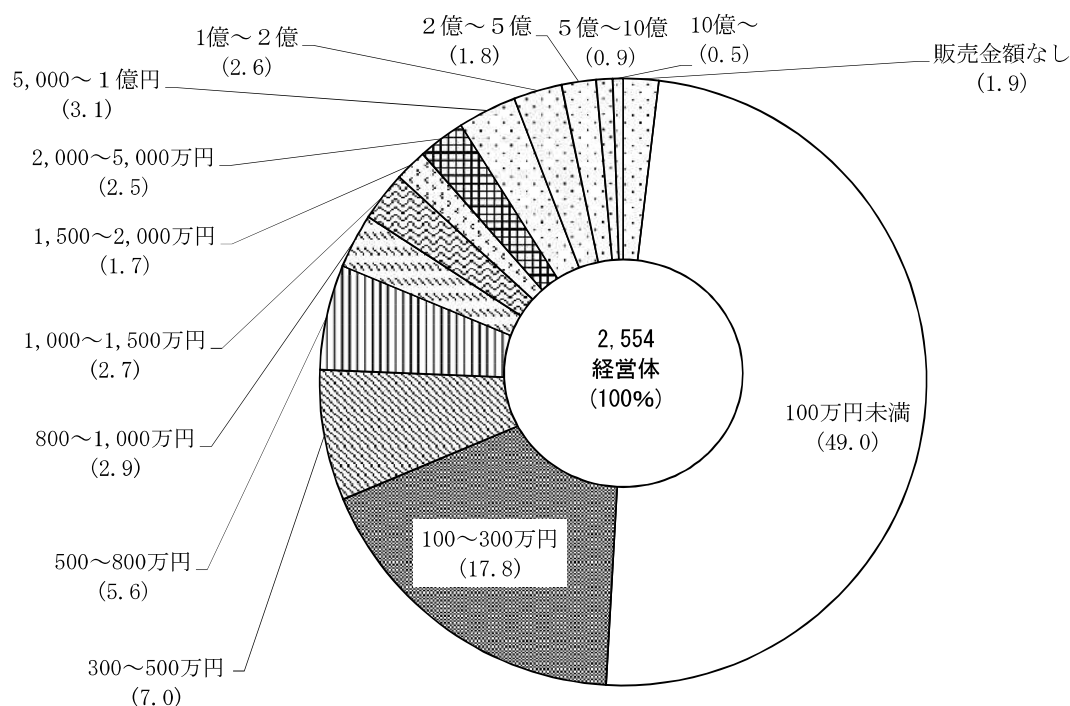
養殖面積規模別に経営体数をみると、500～1,000㎡の規模が67経営体（全体に占める割合35.8%）と最も多いが、前回に比べ17経営体（20.2%）減少している。

表7 ぶり類養殖面積規模別漁業経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計	187	210	100.0	100.0	△ 11.0
100㎡未満	8	1	4.3	0.5	700.0
100～300㎡	2	10	1.1	4.8	△ 80.0
300～500㎡	9	19	4.8	9.0	△ 52.6
500～1,000㎡	67	84	35.8	40.0	△ 20.2
1,000～2,000㎡	50	53	26.7	25.2	△ 5.7
2,000～3,000㎡	29	15	15.5	7.1	93.3
3,000～5,000㎡	8	12	4.3	5.7	△ 33.3
5,000～10,000㎡	9	9	4.8	4.3	0.0
10,000㎡以上	5	7	2.7	3.3	△ 28.6

(7) 漁獲物・収獲物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体が全漁業経営体に占める割合は49.0%で最も多く、次いで「100万円から300万円未満」が17.8%となっている。

図5 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数の割合



2 漁業就業者

(1) 漁業従事世帯員・役員数は3,236人であり、このうち漁業従事世帯員は2,779人、漁業従事役員は457人となっている。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は64歳以下が1,297人で全体の46.7%となっており、漁業従事役員は64歳以下が323人で全体の70.7%となっている。

表8 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

区分	計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
数(人)									
計	3,236	81	209	388	535	407	529	505	582
漁業従事世帯員	2,779	67	151	295	428	356	471	458	553
漁業従事役員	457	14	58	93	107	51	58	47	29
構成比(%)									
計	100.0	2.5	6.5	12.0	16.5	12.6	16.3	15.6	18.0
漁業従事世帯員	100.0	2.4	5.4	10.6	15.4	12.8	16.9	16.5	19.9
漁業従事役員	100.0	3.1	12.7	20.4	23.4	11.2	12.7	10.3	6.3

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

(2) 漁業経営体の責任のある者は2,862人であり、このうち個人経営体では2,405人、団体経営体では457人となっている。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では75歳以上が499人で全体の20.7%を占める一方、団体経営体では50～59歳が107人で全体の23.4%を占めている。

表9 年齢階層別責任のある者数

区分	計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
数(人)									
計	2,862	45	175	340	471	373	481	449	528
個人経営体	2,405	31	117	247	364	322	423	402	499
団体経営体	457	14	58	93	107	51	58	47	29
構成比(%)									
計	100.0	1.6	6.1	11.9	16.5	13.0	16.8	15.7	18.4
個人経営体	100.0	1.3	4.9	10.3	15.1	13.4	17.6	16.7	20.7
団体経営体	100.0	3.1	12.7	20.4	23.4	11.2	12.7	10.3	6.3

注：表示単位未満を四捨五入しているため合計値と内訳の計が一致しない。

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

(3) 団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が 277 人 (60.6%)、陸上作業において責任のある者が 163 人 (35.7%)、船長が 128 人 (28.0%) となっている。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が 57.8 歳、陸上作業において責任のある者が 57.3 歳、船長が 51.5 歳となっている。

表10 団体経営体における役職別責任のある者数（複数回答）

区分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業において 責任のある者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
数(人)	457	277	69	128	9	95	104	163
割合(%)	100.0	60.6	15.1	28.0	2.0	20.8	22.8	35.7
平均年齢(歳)	-	57.8	55.5	51.5	51.1	52.1	54.6	57.3

(4) 漁業就業者数は 4,807 人で、前回に比べ 1,309 人 (21.4%) 減少した。

年齢階層別にみると、全ての階層で前回より減少している。

表11 年齢階層別漁業就業者数

区 分				令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
						令和5年	平成30年	
計				人	人	%	%	%
				4,807	6,116	100.0	100.0	△ 21.4
15	～	24	歳	143	173	3.0	2.8	△ 17.3
25	～	34	歳	395	546	8.2	8.9	△ 27.7
35	～	44	歳	693	804	14.4	13.1	△ 13.8
45	～	54	歳	726	942	15.1	15.4	△ 22.9
55	～	64	歳	990	1,548	20.6	25.3	△ 36.0
65	～	74	歳	1,269	1,399	26.4	22.9	△ 9.3
75	歳	以	上	591	704	12.3	11.5	△ 16.1

(5) 漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事した者は 2,493 人、雇われて漁業に従事した者は 1,930 人で、前回に比べそれぞれ 743 人 (23.0%)、545 人 (22.0%) 減少した。

また、新規就業者は 103 人で、前回に比べ 6 人 (6.2%) 増加した。

表12 自営・雇われ別漁業就業者数，新規就業者数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
漁 業 就 業 者	人 4,807	人 6,116	% 100.0	% 100.0	% △ 21.4
自家漁業のみに従事	2,493	3,236	51.9	52.9	△ 23.0
漁 業 従 事 役 員	384	405	8.0	6.6	△ 5.2
漁 業 雇 わ れ	1,930	2,475	40.1	40.5	△ 22.0
う ち 新 規 就 業 者	103	97	100.0	100.0	6.2
個人経営体の自家漁業のみ	17	24	16.5	24.7	△ 29.2
漁 業 雇 わ れ	86	73	83.5	75.3	17.8

自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。

漁業雇われとは、過去1年間に賃金報酬を得ることを目的に漁業雇われで作業をした者で、自家漁業を行いながら雇われて漁業の仕事をしている者を含む。

新規就業者とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事为主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

3 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収穫した水産物の輸出状況

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は55経営体で、全体の2.2%となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は21経営体で、全体の0.8%となっている。

表13 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
数（経営体）	2,554	55	21	34	2,499
割合（%）	100.0	2.2	0.8	1.3	97.8

海外向けに出荷（輸出）とは、過去１年間に自ら漁獲・収獲した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。
 なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

(2) 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は 51 経営体で、全体の 2.0%となっている。

このうち、MEL（Marine Eco-Label Japan）の認証を取得している漁業経営体は 44 経営体で、全体の 1.7%となっている。

表14 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

区分	計	取得している（複数回答）							取得していない
		小計 （実数）	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G.A.P	
数（経営体）	2,554	51	44	1	10	-	-	-	2,503
割合（%）	100.0	2.0	1.7	0.0	0.4	-	-	-	98.0

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるように商品にラベルを表示する仕組みをいう。
 調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

(3) 漁業共済の加入状況

漁業共済に加入している漁業経営体は 821 経営体となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は 610 経営体となっている。

表15 漁業共済の加入状況

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に 加入していない
		小計	積立ぶらすに 加入している	積立ぶらす に加入して いない	
数（経営体）	2,554	821	610	211	1,733
構成比（%）	100.0	32.1	23.9	8.3	67.9

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

4 漁船

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は3,923隻で前回に比べ982隻（20.0%）減少した。

無動力漁船は72隻、船外機付漁船は1,095隻、動力漁船は2,756隻で、前回に比べそれぞれ6隻（9.1%）増加、425隻（28.0%）減少、563隻（17.0%）減少した。

一方、使用した動力漁船を販売金額1位の漁業種類別にみると、前回に比べくろまぐろ養殖で42隻（70.0%）、大型定置網で17隻（48.6%）、真珠養殖で13隻（185.7%）増加した。

表16 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

区分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
計	隻 3,923	隻 4,905	% 100.0	% 100.0	% △ 20.0
無動力漁船	72	66	1.8	1.3	9.1
船外機付漁船	1,095	1,520	27.9	31.0	△ 28.0
動力漁船	2,756	3,319	70.3	67.7	△ 17.0
(販売金額1位の漁業種類別)	2,756	3,319	100.0	100.0	△ 17.0
底びき網	53	55	1.9	1.7	△ 3.6
船びき網	164	258	6.0	7.8	△ 36.4
まき網	53	91	1.9	2.7	△ 41.8
刺網	318	451	11.5	13.6	△ 29.5
大型定置網	52	35	1.9	1.1	48.6
小型定置網	76	83	2.8	2.5	△ 8.4
その他の網漁業	97	88	3.5	2.7	10.2
はえ縄	66	88	2.4	2.7	△ 25.0
釣	863	1,063	31.3	32.0	△ 18.8
潜水器漁業	37	30	1.3	0.9	23.3
採貝・採藻	41	38	1.5	1.1	7.9
その他の漁業	115	135	4.2	4.1	△ 14.8
海面養殖					
ぶり類養殖	594	692	21.6	20.8	△ 14.2
まだい養殖	23	32	0.8	1.0	△ 28.1
ひらめ養殖	3	-	0.1	-	-
くろまぐろ養殖	102	60	3.7	1.8	70.0
くるまえび養殖	-	1	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-
わかめ類養殖	8	4	0.3	-	100.0
のり類養殖	58	70	2.1	2.1	△ 17.1
その他の海藻類養殖	-	3	-	0.1	-
真珠養殖	20	7	0.7	0.2	185.7
真珠母階養殖	-	10	-	0.3	-
とらふぐ養殖	2	1	0.1	-	100.0
かき類養殖	5	4	0.2	-	25.0
その他の貝類養殖	4	10	0.1	0.3	△ 60.0
にじます養殖	-	...	-	-	-
その他のさけ・ます養殖	2 { -	10 { ...	-	0.3	△ 80.0
その他の魚類養殖	2	10	0.1	-	-

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており，平成30年値は「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また，増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため，「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」と「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

5 個人経営体

- (1) 専兼業別にみると、兼業は1,223経営体で個人経営体数に占める兼業の割合は53.1%（前回55.2%）となっている。

表17 専兼業別個人経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
計	経営体 2,303	経営体 2,877	% 100.0	% 100.0	% △ 20.0
専 業	1,080	1,289	46.9	44.8	△ 16.2
兼 業	1,223	1,588	53.1	55.2	△ 23.0
第1種兼業	339	607	14.7	21.1	△ 44.2
第2種兼業	884	981	38.4	34.1	△ 9.9

- (2) 個人経営体の兼業状況をみると、雇われて漁業以外の仕事を兼業した経営体が441経営体と最も多く、自営業ではその他を兼業した経営体が379経営体となっている。

表18 兼業種類別個人経営体数（複数回答）

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
個 人 経 営 体	経営体 1,223	経営体 1,588	% 100.0	% 100.0	% △ 23.0
水産物の加工	26	39	2.1	2.5	△ 33.3
漁家民宿	23	25	1.9	1.6	△ 8.0
漁家レストラン	9	13	0.7	0.8	△ 30.8
遊漁船業	173	175	14.1	11.0	△ 1.1
農 業	315	476	25.8	30.0	△ 33.8
小 売 業	34	57	2.8	3.6	△ 40.4
そ の 他	379	294	31.0	18.5	28.9
共同経営に出資従事	13	25	1.1	1.6	△ 48.0
漁業雇われ	166	261	13.6	16.4	△ 36.4
漁業以外の仕事に雇われ	441	545	36.1	34.3	△ 19.1

- (3) 個人経営体を基幹的漁業従事者の年齢階層別にみると、基幹的漁業従事者が70歳以上の経営体は864経営体（全個人経営体数に占める割合37.5%）で最も多く、次いで60歳～69歳以上が725経営体（31.5%）となっている。

表19 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

区 分	令和5年	平成30年	構 成 比		増 減 率
			令和5年	平成30年	
	経営体	経営体	%	%	%
計	2,303	2,877	100.0	100.0	△ 20.0
海上作業従事世帯員なし	2	3	0.1	0.1	△ 33.3
29 歳 以 下	33	23	1.4	0.8	43.5
30 ～ 39 歳	110	120	4.8	4.2	△ 8.3
40 ～ 49 歳	231	257	10.0	8.9	△ 10.1
50 ～ 59 歳	338	523	14.7	18.2	△ 35.4
60 ～ 69 歳	725	981	31.5	34.1	△ 26.1
70 歳 以 上	864	970	37.5	33.7	△ 10.9

基幹的漁業従事者とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

- (4) 個人経営体を世代構成別にみると、一世代個人経営が2,163経営体で構成比が93.9%と最も高くなっている。

表20 世代構成別個人経営体数

区 分	経 営 体 数	構 成 比
	経営体	%
計	2,303	100.0
一 世 代 個 人 経 営	2,163	93.9
二 世 代 個 人 経 営	134	5.8
三 世 代 等 個 人 経 営	6	0.3

- (5) 個人経営体 2,303 経営体のうち、自営漁業の後継者がいる経営体は、216 経営体で個人経営体に占める割合は 9.4%となっている。

表21 後継者がいる経営体階層別個人経営体数

区 分	令和5年			平成30年		
		後継者あり	後継者あり の割合		後継者あり	後継者あり の割合
計	経営体 2,303	経営体 216	% 9.4	経営体 2,877	経営体 331	% 11.5
(沿岸漁業層)						
漁船非使用階層	97	2	2.1	141	7	5.0
海面漁業漁船使用						
無動力漁船のみ	2	—	—	8	2	25.0
船外機付漁船	478	23	4.8	625	26	4.2
動力漁船使用(総10トン未満)	1,456	113	7.8	1,741	156	9.0
大型定置網	4	1	25.0	4	—	—
小型定置網	54	12	22.2	60	17	28.3
海面養殖						
ぶり類養殖	63	34	54.0	104	64	61.5
まだい養殖	1	1	100.0	3	2	66.7
ひらめ養殖	2	—	—	3	1	33.3
とらふぐ養殖	1	—	—	1	—	—
かき類養殖	4	1	25.0	2	—	—
わかめ類養殖	7	1	14.3	5	—	—
のり類養殖	78	16	20.5	94	34	36.2
その他の養殖	18	5	27.8	20	5	25.0
(中小漁業層)						
動力漁船使用 (総10トン以上総1,000トン未満)	38	7	18.4	66	17	25.8

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」「その他のさけ・ます類」を含んでいる。

後継者とは、「満15歳以上で、過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人」であり、世帯員に限らず将来経営主になる予定の人を含む後継者とした。